

平成28年第3回(9月)定例会

西伊豆町議会会議録

平成28年 9月 5日 開会

平成28年 9月16日 閉会

西伊豆町議会

平成28年第3回(9月)西伊豆町定例会会議録目次

| | |
|---------------|---|
| 招集告示..... | 1 |
| 応招・不応招議員..... | 2 |

第1号(9月5日)

| | |
|----------------------------------|----|
| 議事日程..... | 3 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 |
| 出席議員..... | 3 |
| 欠席議員..... | 3 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名..... | 3 |
| 職務のため出席した者..... | 4 |
| 開会宣告..... | 5 |
| 開議宣告..... | 5 |
| 議事日程説明..... | 5 |
| 会議録署名議員の指名..... | 5 |
| 会期の決定..... | 5 |
| 諸般の報告..... | 6 |
| 行政報告..... | 6 |
| 一般質問..... | 12 |
| 加藤 勇 君..... | 12 |
| 増山 勇 君..... | 25 |
| 星野 淨 晋 君..... | 40 |
| 山田 昭 男 君..... | 49 |
| 休会の議決..... | 56 |
| 散会宣告..... | 57 |

第2号(9月7日)

| | |
|------------------|----|
| 議事日程..... | 58 |
| 本日の会議に付した事件..... | 58 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 出席議員..... | 58 |
| 欠席議員..... | 59 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名..... | 59 |
| 職務のため出席した者..... | 59 |
| 開議宣告..... | 60 |
| 議事日程説明..... | 60 |
| 一般質問..... | 60 |
| 山本智之君..... | 60 |
| 芹澤孝君..... | 73 |
| 高橋敬治君..... | 89 |
| 報告第3号の上程、報告..... | 115 |
| 報告第4号の上程、報告..... | 116 |
| 報告第5号の上程、報告..... | 118 |
| 報告第6号の上程、報告..... | 119 |
| 報告第7号の上程、報告..... | 120 |
| 議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 121 |
| 議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 125 |
| 議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 128 |
| 議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 134 |
| 議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 138 |
| 議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 152 |
| 議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 154 |
| 散会宣告..... | 158 |

第 3 号 (9 月 8 日)

| | |
|----------------------------------|-----|
| 議事日程..... | 160 |
| 本日の会議に付した事件..... | 160 |
| 出席議員..... | 160 |
| 欠席議員..... | 160 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名..... | 161 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 職務のため出席した者..... | 161 |
| 開議宣告..... | 162 |
| 認定第 1 号から認定第 6 号の一括上程、説明..... | 162 |
| 監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見..... | 180 |
| 認定第 1 号から認定第 6 号の質疑、委員会付託..... | 197 |
| 休会の議決..... | 198 |
| 散会宣告..... | 198 |

第 4 号（9月16日）

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 議事日程..... | 199 |
| 本日の会議に付した事件..... | 199 |
| 出席議員..... | 199 |
| 欠席議員..... | 200 |
| 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名..... | 200 |
| 職務のため出席した者..... | 200 |
| 開議宣告..... | 201 |
| 訂正説明..... | 201 |
| 認定第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 202 |
| 認定第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 205 |
| 認定第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 207 |
| 認定第 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 208 |
| 認定第 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 210 |
| 認定第 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 212 |
| 議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 214 |
| 議員派遣について..... | 218 |
| 常任委員会の閉会中の継続調査について..... | 219 |
| 議会運営委員会の閉会中の継続調査について..... | 219 |
| 閉会宣告..... | 219 |
| 署名議員..... | 221 |

西伊豆町告示第 8 4 号

平成 2 8 年第 3 回西伊豆町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 8 年 8 月 2 5 日

西伊豆町長 藤 井 武 彦

1 期 日 平成 2 8 年 9 月 5 日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山本智之君 | 2番 | 芹澤孝君 |
| 3番 | 高橋敬治君 | 4番 | 加藤勇君 |
| 5番 | 山田昭男君 | 6番 | 山田厚司君 |
| 7番 | 西島繁樹君 | 8番 | 星野淨晋君 |
| 9番 | 堤和夫君 | 10番 | 山本榮君 |
| 11番 | 増山勇君 | | |

不応招議員（なし）

平成28年第3回(9月)定例町議会

(第1日 9月5日)

平成28年第3回(9月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年9月5日(月)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

| | |
|----------|----------|
| 1番 山本智之君 | 2番 芹澤孝君 |
| 3番 高橋敬治君 | 4番 加藤勇君 |
| 5番 山田昭男君 | 6番 山田厚司君 |
| 7番 西島繁樹君 | 8番 星野淨晋君 |
| 9番 堤和夫君 | 10番 山本榮君 |
| 11番 増山勇君 | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------|--------------|
| 町長 藤井武彦君 | 副町長 八谷達男君 |
| 教育長 宮崎文秀君 | 総務課長 高木久尚君 |
| 企画防災課長 山本法正君 | 窓口税務課長 高木君人君 |

| | | | |
|---------------|--------|--------|--------|
| 健康増進課長 | 白石洋巳君 | 環境福祉課長 | 鈴木昇生君 |
| 産業建設課長 | 佐久間明成君 | 観光商工課長 | 松本正人君 |
| 企業課長 | 村松圭吾君 | 会計課長 | 藤井すわ子君 |
| 教育委員会 事務局長 | 高木光一君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 藤井貞代 | 書記 | 山本文彦 |
|--------|------|----|------|

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（堤 和夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、8月末の、台風10号により北海道・東北地方でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆さまに謹んでお悔やみ申し上げます。また、被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成28年第3回西伊豆町議会定例会を開会します。

開議宣告

議長（堤 和夫君） ただちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

本会期中、暑いようでしたら、上着をはずして結構です。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よくおこなってください。

また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

議事日程説明

議長（堤 和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（堤 和夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 山田 昭男 君

6番 山田厚司君
補欠 7番 西島繫樹君 を指名します。

会期の決定

議長（堤 和夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月16日までの12日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（堤 和夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の出張及び会議の出務については、お手元に文書をもって配付いたしました。

次に、本定例会に、地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

行政報告

議長（堤 和夫君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告事項がありますので、これを許します。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 皆さんおはようございます。

行政報告を行う前に、東北、また北海道地方を襲いました台風10号による大雨により、お

亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

それでは4ページをお願いします。

総務課でありますけども、中国人の殉難者の慰霊の集いを6月25日に白川の慰霊碑前で行っております。

町内外から100の方が参列し、読経が流れる中で殉難者の冥福をお祈りいたしました。

次の5ページをお願いします。

字句の訂正

町長（藤井武彦君） 最初にこの移動知事室についてのことですけれども、その内容のところに、現在大学の拠点施設としてありますけれども、これまちづくりの拠点施設と訂正願いたいと思います。

町長（藤井武彦君） 移動知事室が7月15日に知事がお見えになり、旧田子中学校の跡を視察されております。

姉妹町交流事業でありますけども、7月30日に富士見オッコー、また8月7日市川三郷町の神明の花火に、一色地区の一色青友会が参加し、会場において手筒花火を披露いたしました。

また、市川三郷の神明の花火には、町民の40の方が見学に参加しております。

次に、NPO法人国際ボランティア学生協会の夏合宿でありますけども、8月14日から17日までの4日間、旧田子中学校において行いました。旧田子中学校を拠点にして行われ、地域活性化をテーマに田子港祭りや安良里の夏祭りに参加し、地域との交流を図っております。

交通安全関係でありますけども、交通安全県民運動が、7月11日から20日までの10日間、県下一斉に行われ、当町でも7月11日に街頭指導、街頭キャンペーンを行っております。

消防団の関係ですけども、6月18日午後2時40分に、仁科浜地区において火災が発生しました。消防団62人、消防車両10台が出動し、同日午後4時36分に鎮火しましたけども、人的被害がありませんでした。

消防団の救命講習会です。6月21日、6月23日に行い、消防団員42名が参加して行われま

した。

自衛隊の富士総合火力訓練ですか。会員の方17名が参加しております。

次のページをお願いします。

土砂災害に対する防災訓練。6月1日に神田地区を対象とし、行っております。

住民の方82名の参加がありました。

水難対策委員会でありますけども、7月7日に海上保安庁など、関係機関が出席のもと委員会を開催しております。

自主防災会長会議でありますけども、7月15日、8月30日、自主防災会、また小中学校の校長等が参加し、会議を開いております。

情報管理でありますけども、7月14日に地域社会の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的として、NTT西日本静岡支店と、ICT利活用による地域活性化等に関する包括連携協定を締結しております。

次のページをお願いします。

税務課でありますけども、国保税、また個人町民税、滞納徴収、こういう面につきましては、ご覧のとおり、表のとおりでありますけども、この今、うちの町は税務課が大変がんばってくれて、職員ががんばってくれておりまして、この課税、現年分ですか。それと滞納分、この収入率が県下で1位であります。これは職員が本当に税の平等ですか。そういうものを押し進めてがんばっているという証拠でありまして、今私たちがどこに行っても、西伊豆町はすごいなというような評価を他の市町からそういう評価を与えるということで、皆さんからお褒めの言葉をいただいております。これからもこういうものは引き続きがんばってやっていきたいなというふうに思っております。

次のページ、税の徴収対策本部会議でありますけども、昨年に引き続きまして、副町長が出席しまして、県で1位になったということで、副町長も鼻高々で帰ってきたというようなことであります。

窓口年金係でありますけども、第66回の社会を明るくする運動が7月1日から31日まで1か月間を強調月間として、全国的に展開されております。目的は、犯罪や非行のない社会を築こうということでありまして。

また7月1日には、推進委員を中心に79名が参加して、町内5か所で街頭PRなどを行いました。

次のページをお願いします。

9 ページです、健康係、がんの検診については、そこに記載してありますような大腸がん、胃がん、肺がんの検診を行っております。

次の介護保険係の介護認定審査会が、今記載のとおり行われております。

敬老の日の行事でありますけども、9月17日から19日からの間に、町内17か所で開催されます。

次の医療保険係であります。特定健診であります。5月10日から6月2日までの11日間、国保の特定健診を行いました。健診受診者は801名、受診率32.1パーセントです。特定保健指導対象者は130人、16.2パーセントであり、今後もこのような健診を進め、予防に努めていきたいと思っております。

次のページをお願いします。

斎場供養祭ですけども、7月6日に松崎町との合同で行っております。

食中毒防止パレードでありますけども、7月21日、西伊豆、松崎町において行っております。その際、役場本庁前で、西伊豆食品衛生協会とのレプリカ交換を行いました。

不法投棄パトロールでありますけども、5月30日、県下一斉に行っております。

廃品回収でありますけども、5月15日に仁科小学校、7月24日に安良里地区子ども会による廃品回収が行われておりまして、仁科小が1万5,840キ口、安良里地区子ども会が3,880キ口の古紙を回収しております。

次の福祉関係であります。民生委員推薦会の開催ですが、12月1日に民生委員児童委員の一斉改選が行われるため、委員の方々の推薦会を開催しております。

低所得の高齢者を対象にした臨時福祉給付金、給付等についてであります。8月22日に終了しております。また1,448人の方から申請を受け付け、その内容の該当となった方1,399人に給付しております。

次のページをお願いします。

産業建設課でありますけども、建設係の入札については、6月16日に工事8件、7月21日に工事2件、8月19日に工事1件を委託業務2件の入札を実施しております。

農林水産係でありますけども、入札であります。7月21日工事1件、8月19日工事1件の入札を実施しました。

農業委員会ですが、6月27日、7月25日、8月25日に開催しております。

農業経営振興会についてでありますけども、8月18日に住民防災センターにおいて行われ、27年度決算及び28年度の予算が承認されております。

次のページをお願いします。

観光商工課の観光商工係でありますけども、「海の安全祈願祭」が7月3日に乗浜海岸で実施されております。

堂ヶ島火祭りですけども、7月24日に行われ、町内外からのたくさんの来訪者が訪れており、にぎわいました。

観光宣伝ですが、記載のとおり、町外での宣伝を行っております。

海水浴場の入込客ですが、9つの海水浴場で入込客は合計で3万7,352人で、昨年に比べますと、ほんのちょっとでありますけど、192人の増となっております。

ふるさと納税についてですが、8月21日現在、1万3,003件で2億3,609万9,584円の寄付をいただいております。

次のページをお願いします。

企業課であります、水道施設の立入検査でありますけども、6月30日、7月5日の2日間に行いました。静岡県賀茂健康福祉センターによる立入検査が行われましたけども、異常もなく終わっております。

水神祭でありますけども、7月19日に先川浄水場で行っております。

温泉事業の温泉施設の立入検査でありますけども、6月13日に堂ヶ島温泉の主、副配湯所において、消防署による立入検査を行いました。異常は見つかりませんでした。

次のページをお願いします。

教育委員会ですが、教育委員会の開催が、定例会を6月15日と7月の26日に開催しております。

総合教育会議は、第1回会議を7月26日に開催いたしました。

教育委員会の評価委員会の開催ですが、6月30日と7月15日に開催しております。国際交流ということで、7月25日より国際交流員として、ヘイリー・ハーシュランドさんが、いらっしゃって、当町で任用を開始いたしました。

学校関係ですが、記載されてはおりませんが、中学生国際交流事業として、姉妹公園を結びました澎湖県との間で、中学生の交流事業をはじめようということで、最初にうちの方の中学生代表4名と校長1人、また教育長、局長の7人で澎湖県に訪問し、中学生がホームステイを行い、交流を図っております。中学生の時から、国際交流をしていただき、将来の西伊豆町を背負って立っていただきたいという思いではじめております。

姉妹町交流事業でありますけども、5年生の交流を、7月5日に宇久須クリスタルビーチ

において、富士見町の本郷小学校と境小学校から52人が来町し、また当町の小学生69人の児童が参加しました。また、翌日7月6日に富士見小学校から71人の児童が来町し、交流をしております。

適応指導教室の開所についてですが、8月26日から、田子公民館を利用の和室を利用して、西伊豆町適応指導教室の運営を開始しました。

子ども会の球技大会でありますけども、6月11日、西伊豆中学校体育館において、町内の子ども会の大会が行われ、優勝は仁科Dチーム、準優勝は田子Aチームでありまして、両チームが6月25日に東伊豆町で行われた郡大会に出場し、仁科Dチームが準優勝いたしました。

市町対抗駅伝説明会でありますけども、6月27日、保健センター会議室において開催されておりまして、選手の説明会、候補選手として45名が登録されて、7月6日から、毎週水曜日合同練習を行っております。

次のページをお願いします。

青少年店舗立入調査でありますけども、7月22日、町内コンビニエンスストアを訪問し、有害図書の陳列状況等の調査を行いました。違反事例はありませんでした。

黄金崎海洋クラブでありますけども、7月16日に安良里漁港において開催しております。

青少年夏季街頭指導でありますけども、表のとおり、各祭りに合わせて行っております。

わんぱくクラブですが、7月29、30日と県立朝霧野外活動センターにおいて開催され、小学生5、6年生が12人参加いたしました。

各委員会の開催でありますけども、記載のとおりであります。

次のページをお願いします。

監査委員事務局でありますけども、監査を下記のとおり行っております。

月例出納検査が、6月24日、7月25日、8月26日に。随時監査が7月22日、これは現金監査を行っております。

指定管理者の監査を、6月28日に伊豆漁協協同組合、仁科、田子、安良里支所と株式会社共立メンテナンスに行っております。

決算監査が、一般会計、特別会計を6月17日、7月21日、22、26、28、29。8月の2日、5日の8日間を行っております。

財政健全化比率監査を、8月5日行っております。

財政支援団体監査が6月の28日、文化協会、体育協会を。7月5日商工会、シルバー人材センター、観光協会、社会福祉協議会を行いました。また研修会を、7月20日、静岡市にお

いて開催され、それに参加、出席しております。

以上で行政報告を終わります。

議長（堤 和夫君） 行政報告が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時54分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問

議長（堤 和夫君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与します。

加 藤 勇 君

議長（堤 和夫君） 通告1番、加藤勇君。

4番、加藤勇君。

〔4番 加藤 勇君登壇〕

4番（加藤 勇君） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問内容は2点ございまして、1点目は網屋崎の安良里灯台について。

2点目は建設残土処分場についてでございます。

1、網屋崎の安良里灯台について。

（1）安良里灯台の存続について。

賀茂村沿革史によると、安良里灯台は昭和27年5月23日に、安良里国立灯台として建設され、以来64年間、今日まで、船舶、航行の安全と地域のシンボルとして大きな役割を担ってきています。

今般、国の方針により、全国にある灯台のうち382基が廃止されることになり、下田海上保

安部管内でも、安良里灯台を含め、伊豆半島で、8基の灯台が廃止の対象になるとのことです。

安良里漁港には、大型漁船1隻や、100隻を超える沿岸漁業小型漁船が登録され、早朝の出港や、日没後の帰港など、港口を照らす灯台は、漁業活動に欠くことのできない施設となっております。

また、港内には、伊豆半島で唯一の大型船舶の修理ドックがあり、年間80隻もの修理実績があるとのこと。安良里マリーナには、多くのプレジャー船が係留され、近接する修理ドックは、道の駅に指定されるなど。

〔「海」と言う人あり。〕

4番（加藤 勇君） 失礼しました。海の駅に指定されるなど、多くの一般船舶も港を利用しており、船舶の安全航行に灯台の役割は重要です。

以上を踏まえ、質問いたします。

灯台の廃止について。

国、下田海上保安部ですが、そこからの説明がどのような内容でありましたでしょうか。

灯台の廃止の説明を受け、町ではどのような対応をされましたか。

存続の要望などを行う考えはありませんか。

（2）安良里灯台の観光資源としての利用について。

網屋崎道路の開通により、網屋崎の存在が今まで以上にクローズアップされ、今後計画される網屋崎の整備にも、灯台の存在は欠くことのできない施設風景です。

また、観光パンフレットや風景写真などにも多く取り入れられ、観光資源としての役割も、大きな位置を占めております。

以上を踏まえ、質問をいたします。

前段の質問で、安良里灯台の存続、本来の灯台としてということですが、できない場合、町で灯台を買い取り、観光資源として利用することは考えられませんか。

大きい項目の2点目、建設残土処分場について。

（1）建設残土処分場の確保について。

公共工事で発生する建設残土の処分場は、林道祢宜畑倉見線の、笠蓋山頂上付近に確保されていますが、町内平坦地からは遠い場所にあるため、建設残土の運搬費が高つくこととなります。

建設コストの削減や、工事の効率化向上に平坦地での処分場確保は大変重要な要素と考え

ます。以上を踏まえ、質問をいたします。

現処分場の埋め立て可能量と、利用可能年数について伺います。

平坦地での処分場の必要性はいかがでしょうか。

町内平坦地に存在する個人所有地で、建設残土処分場として、提供の申し入れがある場合などには、処分場として活用する考えはありませんか。

上記の提供者がある場合の問題点は、どんなことがあるでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 加藤議員の質問にお答えします。

1番目の安良里灯台の存続ですけども、1の国からの説明内容ですけども、国からは説明はありません。ただし、伊豆漁協の方へ廃止の説明がいき、その漁協の了解を得ましたというような連絡は入ったことはあります。

それから存続について、対応ですか。ついてでありますけど、12月の2日に伊豆漁協安良里支所に海上保安部の説明内容の確認と、漁協の回答内容の確認を行っております。

3の存続についてですが、灯台の存続、廃止計画を見直して、安良里灯台を存続していただくよう、海上保安庁宛てに要望書を提出してあります。これは西伊豆町の自民党支部とも一緒になって、また存続については行っております。

2番目の網屋崎の開発ですか。それについての灯台存続ということでありまして、今まで観光資源としては考えておりませんでした。網屋崎の整備の時に考えていきたいというふうに思っております。

大きな2番目の残土処分場でありますけども、1番の埋め立て可能量と利用年数ですか。8万9,000立方メートル、あと予定であります。約30年は大丈夫じゃないかなというふうに思っております。

平坦地での処分場でありますけども、必要とは考えております。

3番4番ですか、個人所有地の活用、個人の所有地の問題点でありますけども、個人からの申し出があれば検討したいと思えます。問題点としては、隣地、隣接地の地権者や周辺住民の同意及び境界確定などが指標となります。また、申出者からの埋め立て条件や、返還方法など他、埋め立てにかかる工事料との折り合いなどもあり、場合によっては、農地法や森林法の許可申請などが必要になると思えますので、この辺は、慎重になってやっていかなければ

ればいけないというように思っております。

以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、国からの説明がなかったということですが、私は、平成28年の2月の26日に、安良里の漁民センターでもってですね、下田海上保安部の交通課の課長さんで、管制官の方が見えられて、利害関係者って言いましょうか、そこでいわゆる廃止にしたいという説明があったわけですが、当時、佐久間課長も出席されていたと思いますが、私は、それを国からの説明という考え方で質問したわけですが、そういう理解ではなかったのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 2月26日の海上保安庁の説明におきましても、漁業協同組合さんの方からご連絡をいただいて、臨席していただきたいというお話で出ておりまして、町への直接の、海上保安部から等の説明を行いますからというお話ではございませんでした。そのため、今回、このように国からの説明については直接ないという回答をさせていただいております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） その時の説明で、現実としまして、いわゆる安良里の灯台が廃止の方向にいるのだというふうな説明があったわけですが、それに対してはどんなふうと考えられたのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 12月1日に海上保安庁からの電話連絡で、漁協の了解を得たという連絡はありましたので、12月2日の日です。漁協さんの方に一体どういう説明があったのかということと、漁協さんの方でどのような返事をなされたのかという確認を取りました。

その中で、今年の2月末ごろに廃止のスケジュールが決まってくると。2月のスケジュールが決まった段階で、町へ相談に行こうと思っていましたというのが、漁協さんからの回答でございます。それについては、できれば保安庁から連絡があった時に、先に役場へも連絡をくださいと。できれば漁協内の役員さんとの協議、漁協の意向等をまずは固めてから、改めて保安庁にお返事をすべきではありませんでしたかというような助言をいたしました。

以上です。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4 番（加藤 勇君） 漁協との対応については、お伺いしたわけですが、現実として、すでにその灯台をなくする方向にあるということに対して、じゃあ逆に直接、その下田海上保安部なりに、その内容について確かめにいったというふうなことはなさなかったのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 直接下田の海上保安部に行ったことはございません。先ほどお話のあった2月26日の説明以降、保安庁とは連絡を4度ほど取り合って、どう行こうかということでの確認はしております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4 番（加藤 勇君） その4度ほど取り合ったという内容は、ここで発表していただくわけにはいかないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 主題としては、計画の見直しができないかということ。それから保安庁さんが根拠として挙げる廃止の理由について、説明願いたいというお話をしましたが、下田の海上保安部では回答できませんと。横浜の第3管区の方で決定事項なので、下田の方からは回答できませんというお話で終止しました。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4 番（加藤 勇君） そうしますとね、今の状態でそのまま放置ということではありませんが、下田海上保安部止まりでいきますとね、そのまま、その国の方針に沿って、灯台が廃止される状況にならざるを得ないと思うのですが、要するにもう少し上級のところまでいって、灯台はぜひ欲しいのだというふうなことをやるべきだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それをやはり、住民漁民が訴えなきゃいけないじゃないですか。町じゃなくて。そういう指導をぜひ加藤議員は地元に戻ってお願いしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4 番（加藤 勇君） 質問の順番が混ざって申し訳ないですが、私もそれが大事なことだと思うのですが、町がですね、まだ下田止まりでいる状況なわけですが、それをですね、町の方でも例えば地元の関係者に声をかけてですね、存続について進めようじゃという

ことが、私は、私には声をかけるというふうに言われましたけど、それも必要なことだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これを必要とするのは、町でなくてまずは漁民でしょう、漁協でしょう。やはり漁協が主体になって、そういうものをやっていただかないと、また町に対してこういう要望とか何とか、町も一緒になって歩んでほしいというようなことがあって、はじめて町が動くということで、私はそういう姿勢で今からもいきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） そういう町の姿勢については、致し方ないかなと思うわけですが、いずれにしてもこの灯台をこのまま置いたのでは、漁業者にとっても大変、失礼。廃止の方向にいくとなりますと、漁業者にとっても大変不便なことでありますので、漁協にも私もお話をしますけども、ぜひ積極的にと言いましょうか。指導的立場になって、町が陳情なり要望なりをすることが必要だと思いますが、再度お願い。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 先ほど壇上でも対応しましたけども、要望活動はしております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） それではちょっと確認という意味で質問をさせていただきたいわけですが、28年の2月26日に、漁協の漁民センターで説明があった中で、灯台は例えば国の立場では、灯台は今のままではおけない、すべて撤去だということが一点ありました。

それと本体を払い下げるとは可能だよと。その場合にその費用は104万円を予定しているというふうな説明があったように、私は理解しているのですが、課長さんその辺いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 本体の払い下げが可能だよというお話ですが、中身のない状態、外側だけ払い下げのお話です。航路標識としての役目はもたないという形です。お話を聞いた限りですと、財産台帳の減価償却等もしておらず、基本的な金額というのは、建設当時の金額だと、建設から何十年も経っているのに、そのままの建設の工事費でというようなお話がありましたので、それは間違ってるんじゃないですかというお話をした記憶があります。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 私もそのように理解をしておりました。

それでは灯台としての存続の関係については質問を終わりますけども、(2)の観光資源としての利用についてですが、町長、今後の整備することで考えるということでしたが、その灯台そのものがあることの、いわゆる価値と言いましょか、その辺を答えていただけますでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私存続を約束したわけじゃありませんから、網屋崎公園の整備の時に、灯台をどうしたらいいかを考えるという私は答弁であります。ですから今のところ、どうしたらいいのか。今まで沢田の灯台も廃止ということで行っております。今、保安庁が言っているように、何ですか。船の航行には支障はないと、そんなに支障はないだろうというような判断で廃止されていると思います。その辺は、私たちはそうではいということ、訴えて要望しなければいけませんけども、それは私たちの見解じゃなくて、持ち主である国の判断だということになります。また、今みたいに観光資源としてということになりますと、維持費、または、そういうものを維持管理費ですか。そういうものを今から加味していかなければいけないと、考えなければいけないということで、これからの問題だと思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） そうした中で、私は、観光資源としてとっても有用だというふうなことは若干述べさせていただきたいと思うわけですが、昨年、網屋崎道路が完成をいたしまして、今年度石生簀の工事が完了すれば、岬に行くことが可能になります。これは歩いてということになるかと思っております。

網屋崎は、安良里地区に残された唯一の観光資源ではないかと私は思っておるわけです。岬の先端には、先ほどの灯台が存在をいたしまして、網小屋、未来に残したい漁業、漁村の歴史、文化、財産百選だというふうに書かれておりました。また、漁船を保管したと思われる石垣のあとや、古い神社も存在しております。私はこの小さな、古きよき漁村の歴史を思わせる地区であってですね、その場所には、西伊豆町内で唯一群生しますハマボウやウバメガシの林があります。岬から黄金崎越しには、富士山を望むこともでき、町の観光資源として大いに活用できる地区で、その一角に存在する灯台は非常に重要と考えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 先ほど加藤議員、石生簀の活用、整備とおっしゃいましたけども、どっからどういうような計画があるのか、私は存じておりません。どういうところなのか教えてください。

それと今のお話ですけども、やはりそれも、今後どうしたらいいのか。本当に灯台が観光資源として活用できるのかどうなのか。その辺も含めて考えていきたい、整備を考えていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 石生簀の関係、私表現が悪かったのか、本年度、石生簀の所の道路の工事をするというふうに、私は予算上で理解しているのですが、私の考え方が違っておられますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、石生簀の整備じゃないでしょう、道路の整備でしょう。その辺ははっきりしていただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

発言の訂正

4番（加藤 勇君） 私の表現が間違えました。訂正させていただきます。

石生簀を越えるための道路整備というふうに訂正って言いましょうか。発言を変えさせていただきますたいと思います。

4番（加藤 勇君） 先ほどの今後の協議会の中で、検討されるということですが、1点こんなことも新聞に載っておりましたので、灯台の重要性と言いましょか、必要性について改めてもう1点話させていただきたいと思いますが、これは16年、本年の7月25日の静岡新聞に、フランスに本部を置きます非政府組織、世界で最も美しい湾クラブ。これは1997年に設立されているのだそうですが、県が加盟申請をしていました駿河湾を、その時に、この5月の14日に堂ヶ島や黄金崎の現地調査をこの世界で最も美しい湾クラブの方が行って、加盟の受け入れが役員会で決められて、本年10月から11月に開かれる総会での審査を得て、加盟が正式に決まる見通しとありました。加盟の条件といたしましては、すぐれた自然の美しさ

があること、豊かな生態系があること、経済的潜在力があることなどで、湾の優れた自然環境を保全し、周辺地域の観光振興や、地域経済の発展との共存を図ることが、活動理念とされており、まったく手付かずの原生自然状態を求めるものではなく、湾内にある町、橋、ここに灯台というふうな表現が入ってありました。これも対象になるとあります。

県は、駿河湾の世界的な知名度向上や、交流人口の拡大を狙い、加盟を目指してきておりました。今後、駿河湾沿岸11市町や民間団体に呼びかけ、加盟後の協議会組織などの検討を進める方針とありまして、西伊豆町も当然に協議会組織に加盟するものと考えますが、この辺はいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） まだ話がありませんので、何とも言えませんが、そういうことであれば参加したいなとふうには、私個人は思っておりますけども、全然まだ話がありません。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） そうした中で、加盟していただいて、ぜひ駿河湾を観光振興って言いましょうか、その中で、西伊豆地区を発展したいわけですけども、そういう会合に入った中で、国際的な駿河湾の知名度が上がることにはなりますが、駿河湾内でその安良里灯台の存在価値は、私は十分にあると考えております。県が進めます協議会組織の中で、安良里灯台の観光的価値や、存続方法について総合的に検討することも必要と考えますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 加藤議員、その協議会に参加するという事は決定じゃありませんからね。その辺、加藤議員はもう入ったというような前提でものを言っているような気がしてしょうがないですけどね。まだまだそこまでは全然考えておりませんので、その時になったらまた考えていきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 私の言い方が悪いのか、町長が私の取り方、言い方をそう取り言ったのか、いずれにしてもそういうふうに参加することが大事だろうと思えますし、そういう加盟された中で、いわゆる安良里の今の灯台の存続についても、協議することが大事ではないかというふうなことで、質問をいたしました。

灯台については、とりあえずこれで1回終わりますして、2番目の建設残土の処分場について質問をいたします。

先ほどの答弁で、埋め立て可能量が8万9,000立米、30年可能ということでしたが、これは私の理解が足りないのか、現地調査をした一番下側って、何て表現したらいいのかな。受けるところの場所から上流に埋め立てるということなのではないでしょうか。それよりもっと前に構造物を作って、埋め立て量を増やすということなのではないでしょうか。その辺をお聞きいたします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 今、現地を確認していただいて、下流側にふとんかご工が積んであるのを確認していただいていると思います。そのふとんかご工よりも下流側、山がすばまるころがございます。そのところにコンクリート擁壁を入れるという計画で、計算しております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） それで30年ということは理解をいたしました。現在のその祢宜畑倉見線の頂部にある残土処分場以外に、平場で町が処分場として確保なり、検討している場所というのはあるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今ありません。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 8万9,000立米、30年可能ということで入る量については、安全、安心なわけですが、例えば15年の7月に発生しましたようなゲリラ豪雨等が発生しますと、一気に残土を処分したい量が増えるわけですが、今の状態ですといわゆる大型車の運搬で、路面が傷む、また補修費用が必要となる、27年度にはそういう関係の補修で2,643万1,000円ほどの支出があったわけですが、祢宜畑倉見線のところに捨てることによって、付随した余分な費用と言いましょうか、がかかるわけですが、そういうことをふまえて、平坦地で残土処分場が欲しいのだということ、積極的に探すのだというふうなことは考えられませんか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今、倉見線のところ、残土処分場ですか。道路の修繕とか何とかで経費がかかるとおっしゃいましたけども、逆に反対に考えてください。業者がどれだけ助かっているか。町がどれだけ助かっているか。それは、今の金額よりは相当大きな金額が、あの残土処分場は寄与していると思います。また、加藤議員がおっしゃるように、平地にあればそれは越したことはありませんよ、近くにあれば。そういうところあったらぜひ加藤議員お

願います。町に知らせてください。町もそういうところあれば、先ほど言いましたようにいろいろな問題があろうかと思えますけども、その辺がクリアできれば、その辺をやっていきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） ただいまの町長の答弁で、業者が助かる。もう1点町が助かるという意味はどういうことなのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 町の工事、残土処分をする場合があるわけでしょう。その時に、そこへと残土処分場があれば、町は助かるじゃないですか。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 残土処分場は、ないことは困るわけですから、そこにあれば当然助かるわけですけども、もっと、平場に積極的に探した方がいいのではないかという主旨です。これは、ちょっと調べさせていただいたんですけども、担当課の方でもお伺いしたのですが、例えば、宇久須神社からその残土処理場、処分場へいくのと、一色公民館からいくのと、要は平場からいくという意味ですけども、ちょうど8.3キロほどあるそうです。20分程度の時間が当然必要になるわけですけども、これ、4トン車で運搬した場合には、1立米あたり約1,000円の運搬費がかかるということのようです。で、これが、平場でそういう残土処理場があれば、作業効率の向上は時間短縮による向上と、事業費の縮減に繋がると思うのですが、そういう意味でも8万9,000立米入ると、30年可能だよということは、数字として大変いい数字だと思うのですが、積極的に平場で処分場を探すことも大事だと思うのですが、その点をもう一度お答えいただけますか。

議長（堤 和夫君） 加藤議員に申し上げます。

町長の答弁は、平坦地での処分場の必要性は考えていると。そのようなところがあれば、やっていただければ検討すると、農地法なり何なりの条件をクリアして、そういうところがあれば検討するというふうな答弁をしていますので、それに踏まえて再質問を行っていただきたいと思えます。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 失礼いたしました。

それでは、平場を先ほどあれば、積極的にというふうなことでしたが、町の方針といたしましては、例えば区長さんをお願いするとか、広報等でこの残土処分場を求めているのだと

いうふうなことを、皆さんに知らしめることも必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは今、積極的にやるつもりはありません。今ありますから、現在。加藤議員がおっしゃるようなことが、もし平場があれば、その辺は加藤議員が私たちに教えていただきたいと、先ほどの答弁と一緒にです。それは議員さん方に、加藤議員だけじゃなくて、皆さん方がそう思うのであれば、皆さん方に候補地を当たっていただいて、それである程度、感触はいいよという話になれば、私たちも動くというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） それでは、たまたま1点、私今年の2月ごろだと思うのですが、こういう場所があるよというふうなことをお知らせしたつもりであったのですが、現実として未だに、その場所が埋め立てられたと言いますか、なんかそういう場所になっているなというふうな状況がないわけですけども、担当課長、その辺はいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 議員からの情報としての提供はいただきました。

ただ、地主さんの了解、それから周辺の方たちの了解、進入路の確保についての了解、環境アセスということですけども、その辺がまだできておりませんので、今現在、着工工事の検討はしておりませんということです。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） それでは、その場所の関係ですけれども、実は地主さんはよそにおいて、おられるそうです。私に話をかけてくださった方は、地元におられるわけですが、地主さんにしてみれば、期待しているというふうなこともあるようです、再度、その中間に入ってくださいの方に連絡を取っていただいて、多分平場で3,000立米ぐらい入る場所かなと考えておりますので、その辺は積極的に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 先ほど申しました条件以外に、費用対効果って言うのですか。そういうものを考えなきゃいけないと思います。3,000立米ぐらいで、果たして壁を作っているいろいろなことをして、合うのかなというふうな考え、ちょっと瞬間ですけど、そう思いましたけれども、課長の方から、まだ私の方に連絡がありませんから何とも言えないのですけども、加藤議員もそれは担当課長じゃなくて、そういう町の方ですが、そういうものについては、

私に相談していただけたらなと、残念だなというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） その辺はでは私が町長の方に伺いまして、そういう状況があればお話をさせていただきたいと、今後考えます。

あの先ほどの灯台の関係ですけれども、現状のままでいきますと、なかなか存続ということは難しいと。国としては、要は廃棄するというふうな、数の中に入っているわけですし、その説明会の時に存続する方法としては、今の明かりを出すことはだめだけでも、いわゆる標識的な明かりは何とかなるというふうなことがあったように、私は聞いております。そうした中で、払い下げは町が買いませんかというふうな、直接的な質問をしたわけですけれども、例えば地域なり、利用者なり、当然町を含めてですけれども、今の形を残すために、皆でお金を出し合って、何とか買う方向にしようというふうな考えが出た場合、これは仮の話で申しわけないですが、町としてはその対応には乗れる考え方はありますでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 仮定の話で、話をさせていただいて、そうして、私はそれを答えると、それが既成事実になってしまうので、そういう仮定の話でなくて、現実的なものに話をしていきたいというふうに思います。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 最初の中で、要は漁協なり関係者が、町にも相談にきてというふうなこと、積極的に、いわゆる利害者が積極的に動かなければというようなこともあったわけですけれども、そういう話し合いの場を、例えば協議会ではないですけれども、町も入って、私は町が主導してくださることが一番いいと思っているわけですが、話し合いの場を設ける、あるいはすでにやっていますというふうなことはありませんでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういう話し合いの場を、今あるかって言えばありません。またその今度どうしろかっていう話も、漁協さんが主導ですか、させていただいて町の方にいろいろ指示っていうのですか、そういうものをしていただきたいなというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤議員に申し上げます。

灯台の質問回数も超えております。

質問する時は、同じところで、灯台の時は灯台で質問していただけるように、お願いいたします。

加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 以上で質問終わります。

ありがとうございました。

議長（堤 和夫君） 4番、加藤勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

増 山 勇 君

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

議長（堤 和夫君） 通告2番、増山勇君。

11番、増山勇君。

〔11番 増山 勇君登壇〕

11番（増山 勇君） それでは一般質問を行います。

私は、今回3点について、町長の考え方をお聞きします。

まず第1点は、地元の経済対策についてであります。

1番の町独自の助成強化についてであります。

観光客、特に夏の観光シーズンも年々減少傾向にあり、地元経済はなかなか上向きません。

特に建築関係の中小企業者は、大変厳しい状況にあります。

この中で一昨年9月の議会で、同僚の山田厚司議員の住宅リフォーム助成、太陽光発電助成についての質問で、町長は、今後検討していかなければならないと思っているが、どういう方向があるか研究したいとの答弁でありました。私もこれまで何度も町長に対してこのような助成制度を提案してまいりましたが、一向に、町長は実施しようとしません。なぜやらないのか、まずお伺いをいたします。

2点目の公共施設等総合管理計画についてであります。

これは、国の制度として実施をしているわけですが、今年度予算化されている公共事業等総合管理計画策定業務は、具体的に、どのような計画を現在進められているのか。こ

れに関連しまして、第2点、町の公共施設の統廃合について、この計画策定に伴い、公共施設の統廃合は、今後検討していくのかどうか、その辺をまずお伺いをいたします。

第3点目は、就学援助についてであります。

1つは、各5年間の援助対象数の推移について、お伺いをいたします。2点目は、制度の周知について。この件については、昨年12月に、芹澤孝議員から質問があり、教育委員会事務局長も今後検討していきたいという答弁で、実際には今年3月に制度の仕組みを、各保護者に、学校を通じて周知徹底を行われているところであります。そしてまた、その就学援助の要綱についても新たにこの西伊豆町でも作られました。この点は、大変評価しております。そしてこういう制度を行って、どのような変化があったのか、あえて2番目でお聞きします。

3点目は認定について、教育委員会で審査をするとありますが、認定されない場合とは、どのような内容か。もし差し障りがなければ回答をしていただきたいと思います。

以上、壇上にての質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 増山議員の質問にお答えします。

1番目の助成ですか。

独自の助成についてでありますけれども、これは検討するというのを、答えをいたしましたけれども、今のところまだまだ耐震補強ですか。これを今までどおり重点的にやっていきたいというふうに思っております。

2番目の計画の内容、具体的な内容ですか。これは、総務省より示された公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針に基づいて、公共施設等の一覧、経費、利用状況などを把握するものであります。

2番目の（2）の公共施設、統廃合ですか。これについては、いろんなものを公共施設の統廃合は、今後考え、また進めていかなきゃいけないとふうに思っております。

それと就学援助ですか。平成23年小学生が15人、中学生が16人、24年が小学生13人、中学生12人、25年が小学生10人、中学生10人。平成26年が小学生7人、中学生9人。平成27年が小学生10人、中学生10人であります。ちなみに28年度は小学生13人、中学生が16人です。

制度の就学援助ですか。これの制度の周知ということでありまして、増山議員は、先ほどこの壇上で、十分承知しているというふうに理解しております。ですから私から答弁い

たしません。

3番目の認定については、教育委員会を行うかと、されない場合どういうものかということとありますけども、今まで認定されなかったケースはありません。申請者の所得、申告漏れ等が判明した場合には、認定されない場合もあります。

以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでは、再質問を行います。

まず、第1点目のですね、検討したけれどもやりませんという答えて、町長常に耐震診断、耐震補強の充実を、町の方針として言われるわけですけれども、これから審議されるこの決算、ちょうど事業実績及び主要施策の成果説明書の中に、146ページなのですが、平成22年度から27年度までの耐震診断の実績件数というのが報告されております。これを見ますと、平成22年が、補強されたのが3件、23年が4件、24年が3件、25年が1件、26年が0、そして平成27年度は1件、こういうのは現状の実態であります。これはなぜかということ、補助金の額が少ない、また住宅の耐震をやるには、何千万、あるいは何百万かかる場合もあります。とてもとてもそういう金額が出せないということで、なかなか手を出すというか、やろうという方がないのではないかというふうに思います。ですから町長がいくらこれをやっていると言っても、実績が上がってない以上は、この金額を引き上げるか、あるいは、せっかくの予算を、他の方法で、特に私は言いたいのは、中小の住宅関連に関わっている地元の業者、こういう皆さんの仕事をもっと増やそうという、そういう意気込みを、町が助成することによって呼び水になるのではないかと、常々言っているわけであります。

重ねて言いますけども、今月の西伊豆、広報にしいずの特集でプロジェクト東海、これ県の東海ゼロの制度を説明しながら、町の方からもこうした上限、補強工事については上限50万、あるいは65歳以上の高齢者のみ70万とこういう広告、広告というお知らせを行っておりますけれども、残念ながら先ほど言いましたように、実績がほとんど伴わない、ですから町長がいくらそういうことを言われても、実際にそういった工事をやられる方が少ないのではないかと。ですから、本当に、地元の業者を何とか、この町でも仕事を増やそうと、増やしていただくということを、本当に、町が考えなければならないと思うので、町長自身の考え方も変えていただければならないと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 増山議員はどちらを強調したいのですか。業者の仕事量を増やせとい

うのか、それともリフォームの補助をもっとするほうがいいというのか。その辺がちょっと分かんないのですが、業者につきましては、今、私時々、建設業者の方が町へ来ます。そういう中で西伊豆町の工事状況は、他の町と比べてどうですかと。皆さん方の仕事はどうですかということは常々聞いております。西伊豆町の仕事が少ないよというような声は聞いたことありません。町は、よくやってくれているよと、というような評価をいただいております。増山議員のところに来る業者の方と、私のところへ来る業者の方が、違う方が来ているのではないかというような思いさえしております。そういう意味で、私は建設業者ですか。中小への方々に対しても、町としてランクを上げるとかいろいろ考えたりして、精一杯のことはやっているつもりであります。

また、リフォームのその補助金が少ないということで、耐震ですか。そういうことで少ないと、それが町の責任であたかもあるようではありますが、そうでなくてやはり住民の方々がそういう認識を持っていただくということは大事だと思いますので、今からなお一層、耐震ですか。そういうものについて、住民に対して啓蒙していきたいとふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 町長、町長の方に来られる業者というのは、建設業者ではないかと思うんですよ、土木工事。そういった面については、町も努力されて、公共工事の発注等されているというのは十分承知しております。

私の言っていることは、住宅関連事業、大工さんとか、あるいは左官屋さん、あるいは水道施設、そういった諸々の、本当に住宅関連の工事。特に新しく住宅を作る件数は極めて少ない上に、ほとんどが外部の、俗に言うハウスメーカーが、ほとんどそういった工事を現在受注されている状況です。ですから、地元の関連の方々の仕事というのは極めて少なくなっている。そして、峠を越え、三島や静岡まで工事にいかざるを得ないという状況が、ずっと続いているのではないかとということで、私は、住宅リフォームというのは、もう1つ介護保険で住宅改修補助というのは、20万を上限にありますけど、これ本来介護を受ける前に、住宅の中に、手すりやあるいはお風呂の手すり、そして階段等のそういった直す、あるいは、トイレを直すというのは、元気なうちにやらなければ、どうにもならないというふうに思うのです。ですから、そういったことについての住宅リフォームというのは、全般の住宅改修、そういったものに、せめて、上限10万円を補助することによって、補強工事よりも抜群ってというか、かなり波及効果はあるというふうに思うのです。その点、なぜ町長はその点を、考えられないのか。もうやらないって言って、これ商工会の方も何度か要望で出されている

にも関わらず、町長はその場で、それはやらないと言って、その一言で切り捨てておられるように思うのですよ。

そうではなくて、本当に、西伊豆町の住民の、生活を考えたならば、そういった制度をわが町独自で作るべきだと強く申し上げたいと思います。その点いかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、増山議員と私の考え方の違いだと思います。

私は、その耐震補強で何とかやっていただきたいと。そういうものを今、大きな地震が来ると、やはり家屋の倒壊が目立ちます。そういう意味を含めて、耐震補強を、これを優先してやっていただきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ですから、先ほど言いましたように、町長が言われる耐震補強というものを、いくらっていうか制度があるというふうに広報されても、実際は、ほとんどそれを実施する件数が少ない、これは政策の、やはり再検討が必要だということです。町長になられてから、ずっとその件は言われているわけです。しかし実績がほとんど伴わない。こういう事業では、せっかくの予算付けが、無駄とは言えませんが、それをもし町長がまだ言われるのであれば、もっと金額を増やしてあげる、このことに力点はおいて、実績が、上がるような形を行えない限り、一向にそういったものが進まないということを申し上げたいと思います。

もう1つは、住宅リフォームと言っても、さまざまな形があると思うんです。トイレを改修する。あるいはここで言っています太陽光発電も、県の補助はあるんですけども、町独自の補助は西伊豆町ありません。私はあえて、町長は、わが町は、わが町だといつも言われますけども、わが町の独自性を発揮して欲しいということで、何度も何度もこういった制度の実現を町長に求めているわけです。ですから、町長の方へ来られる業者の方は、仕事があるということを言っておられますけども、そういった面、もしそうであるならば、町の税収そのものが増えているはずですよ。仕事があるということは、そういう統計的に見ても、そんな状況がわが町としてあるのかどうか、その辺はいかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は、仕事があるとか何とかでなくて、業者の方々が、建設業を含めて聞いております。それは、やはり、西伊豆町が努力しているということは、認めていただいております。

経済効果って言いますけど、私は、昨年度からふるさと納税が、あれだけ寄付していただいております。前年度が1億、地元で消費した金額は1億8,000ですか。一昨年ですね、昨年度が5億。この金額は今までにない、私は経済効果が町内に波及しているように思っております。これも、今年もある程度、順調に進んでおりますから、そういう面では、経済効果と言うのですか。ただ建設業界の方はどうか知りませんよ。厚い薄いはあると思えますけども、西伊豆町全体を考えた時には、昨年度5億の消費が増えたということは、これは絶大なる経済効果があったというふうに私は認識しております。そういう意味で、増山議員も1つの細かい、細かいって言ったらまた語弊がありますが、1点だけ目を向けるじゃなくて、西伊豆町全体を見ると、時には、していただきたいなというふうに思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） あえて町長がふるさと納税にふられたのですが、確かに、ふるさと納税は、それなりの地域経済に波及効果あるというのは、十分承知しております。しかし、それは町長が言うように、それも一部じゃないですか。町全体から見れば。私の言いたいの、商工会等がやはり色々な形で町長に要望書を出されている。そういう中での懇談会、あるいは、そういった中でこの本会議で、やらないものはやらない、こういう言い方で、切り捨てるのでは、切り捨てられているのではないかと思うのです。ですから実態を、わが町の経済、ふるさと納税でそれなりに効果が上がっている業者もいらっしゃいます。しかし、建設関係、とりわけ住宅関係というのはいわゆる、そういったところにももう少し視点を置いて、町全体で支援をするという形、これは、本当に、わが町だけなんですよ、今。そういったことを実施されてないと。町長、他のことやっていると言われますけども、他のことは十分やっているのは承知しています。

しかし、わが町の住民の仕事がなければどうにもなりません。新たな企業を呼べと言っても大変厳しい状況です。ですから、現在、西伊豆でがんばっている、そういった業者に対しての支援というのを、色々な手立てを考えるべきだということに、思います。なぜ、本当に、繰り返し、繰り返し言いますが、なぜそういうふうに考え方を持っていないのか。あるいは、他の町村でも、例えば、もうすでに熱海市等は、飲食店のトイレの改修にも補助を出すと、インバウンドとかいろいろ言われていますけど、外国人対応に、和式から洋式にする。そして飲食店には出そうとか、いろんな手立てを考えているわけです。そういったことを、町もきめ細かくまず実態を見て、対策を立てる、この必要があると思うのです。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 増山議員、私は、独断でやらないものはやらないと言っているわけじゃないからね。これは課長会議なりなんなり、庁舎の中で話し合っておいて方向を決めております。増山議員も、自分が思ったことは変えないじゃないですか。やはりそれは、ある程度の一貫性ですか。そういうものがあると思いますので、その辺に、あんまり私が人の言うことを聞かないとか何とかっていうことを、こういう場でなくて、もっと私のところに来て話してください。もっともっと話し合う機会がいくらでもあるのではないですか。役場へ来て、そのまま帰る。これでいいのですか。それでにおいて、外野へ行って、町長は何にも言うこと聞かないとか何とかっていう宣伝は、十分にさせていただいています。そういうことがないように、ぜひ、私のところへ来て、いろいろな話し合いをしてください。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 町長から十分というふうには、全然、私は思っていませんけどもね。こうした議会での答弁、あるいはやりとりを聞いて、住民の方が感じるわけですから、私から何を言っているわけじゃないのです。

町長（藤井武彦君） 議長。

議長（堤 和夫君） ちょっとまって。

11番（増山 勇君） いや別に答えていただかなくてもいいですよ。

だから、当然、課長会議で政策決定されるってことは、前も質問いたしました。そういう中で、当然、町長以下課長さんたちがそれぞれの課を担当し、そしてこの町をなんとかよりよい町にしようということで、いろいろな知恵や政策、考え方を提言されていると思います。その中で、決まっていくのだろうというふうには思いますけれどもね。今、私が言いましたように、町全体の景気をよくする。そういう形での、これは、もうくどいようですけども、他町村でもやっているような方法も取り入れながらやると必要、ですから、他のことやって切り捨てないでくださいということです。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、やれるものなら全部やりたいですよ。議員さん方がおっしゃるようなこと。全部やりたんですけども、その中でどれがいいのか、町として、西伊豆町として、どの施策を進めていかなきゃいけないのか。その辺は、みんなで話し合いをして行っております。増山議員は、さかんに住民の方が、私が独断で決めるとか何とか言っていると言いますが、もしそういう声があったらそうじゃないと。課長会議で、ちゃんと町の方角性は決めていると、というふうに弁護してくださいよ。あんたは、私の聞く範囲では、そ

うではなくて率先して町長が独断でやっているように言っているということを聞いております。

議長（堤 和夫君） 町長に申し上げます。

あなたは標準語ではないと思われまので、言葉、気をつけて発言してください。

増山勇君。

11番（増山 勇君） 何度言いましても、これ今、町長と議論しているわけですが、そういった議論のやりとりを聞いて、住民の方は実際傍聴をされたり、インターネットを通じている画面を通じてですね、そういう感想を持っているってことですよ。なにも私は、声高に言っているわけではないのです。それで、もう一度、この点は、3点目ですから次に移りますけども、ぜひこうした町独自の中小企業、零細企業の業者を何とか仕事があるような補助を新設するということが、非常に、現状では、大切であろうというふうに、重ねて申し上げます。2点目。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 民間企業の、困っているのに、困っている人たちに町がそうして公費を使って支援するということについては、大変、私としたら躊躇するところがあります。その辺をやはり増山議員も、議員の皆さん方も、いろいろな事業、個々の事業所、そういうものを対象にする時には慎重に考えて進めていかなければいけないというのは、常々思っておりますので、その辺も考慮していただきたいなと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 2点目の、公共施設等総合管理計画について再質問しますが、確かに、国の総務省の方針によって、交付金がきて、その中での、総合管理計画策定業務というのは、今年度で一応完了する予定でしょうか。それだけお聞きします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 今年度で完了する予定です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） その中で、特に、これ総務省自身がQ & Aという文を出していただいて、住民は議会に説明すると、単なる公共施設の削減計画と誤解され、反発を受けることを懸念しているが、計画をどのように取り組めばいいかという、これは、地方の公共事業、要するに、町や市からの問い合わせがあるみたいですが、この中では、総務省は、重点化や優先順位を付けて行っていくことが重要、削減方針だけを掲げるのではなく、何が必要な

投資かという観点も含めて実施するよという回答があるわけです。わが町では、先ほど町長、削減ですか。そういう施設の削減も検討に入れているというような答弁でしたけども、具体的に、わが西伊豆町では、どのような施設を削減対象に、検討されているのか、まず伺います。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） ただいまの総合計画、管理計画の中ではまだ町長答弁したように、今やっている最中でございますので、その中では、まだ統廃合については、今後。ですから今言ったようなことは当然個々の計画の中で出てくるものと思いますが、具体的には、例えば、学校が統合したら廃校になった部分を統合しなければ、壊さなければならなければ、それは除却する、そういうこと、具体的にはだと思えます。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ですから、特に、その計画策定にともない、公共施設の統廃合を検討しているかという質問で、私、具体的に、例えば、西伊豆町では、1つは支所・出張所の問題があります。そしてまた学校、小、中、幼稚園、保育園もあります。そういったことを、この計画の中に盛り込んで、今年度中に、その計画が策定されていくのかどうかという点を伺っているのです。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 個々のそこまでは今回の計画の中では、踏み込んで行いません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでは、その前、少しここだけは戻りますけども。実際その公共施設等総合計画策定業務というのは、一体全体何をやる計画なのか、まずそこが、少しははっきりしてない。総務省から言われているからやるというようには、伺っているわけですが、今後国の方は、いろんなこの役場も含めて、建設年数から考えても、かなり厳しいというか、今後建て替えなければならないとか、さまざまな問題が出るであろうということを計画的に進めなさい。そしてまた一般会計の方法を、会計をもう変えていく。要するに資産台帳を作るという意味でもこれが必要だと、総務省言っているんですけども。そういったことを今現在、庁舎内で検討されて、今年度中には、その計画書が出てくるということで、先ほど言われましたけれども、そのもの具体的な方策についてはどういうふうになっていくのですか。要するに、何年計画でこれらを実施するという計画になっていくのか。そういう点では、現在、西伊豆町は総合計画がありませんけれども、今ある戦略、5か年計画。そして、

過疎計画ありますけども、それらの中には含まれてないように考えるわけですけども、それらとの関連ってというのはどういうふうに、現在考えられているのですか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） まずは、町長、最初の壇上での答弁にあったように、今後検討していくと、その部分につきましては、ですからそのデータベースの部分について、今回の管理計画というふうに考えていただくのが一番分かりやすいのかなと。今回の管理計画については、老朽化の状況や利用状況、先ほど増山さんおっしゃったようにいつ建ったものなのか。それについて、今どれくらいの老朽化が進んでいるものなのか、あるいは維持修繕がどれくらいかかるものなのか、更新、今のままで更新したらいくらかかるものなのか、財政状況の軽減とか支出の平準化を考えた中で、その辺のことを考えなさいということで、現在そのリストを拾って、今みたいな内容を今後詰めていくということでございます。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ちょっと分からないのは、そういう計画作ると。それを実施するにあたっては、何もってまだ検討の最中ということなのではないでしょうか。得てして、国の方は、そういった計画をやりましょうと、そして、交付金等あるいは2分の1ですか。今回は、3分の1ですか。そういった補助を出すと、やりなさいと。しかし、やったあとは、それぞれの町で実施をなささいということに、いずれの計画もそうなるわけではないかと思うのですよ。まさに、財源補償というのもそういったものでは、あまり今までもなかったように思うし、庁舎を今後、建て替えるにしても、学校やそういった公共施設を建て替えるにしても、大幅な補助ってというのは、見込めないような気がするんです。ただ、一番私が懸念しているのは、こういう計画をそれぞれ町村で作って、言い方悪いけど作りっぱなしと、それで終わり、それが、1つの国の施策のようになっているように思うのですけども、これを具体的に実施していくには、さらなるわが町としての検討が必要だと思うのです。ですから、具体的に、支所・出張所、本当に統合していくのか。それが何年後になるのか、あるいは、小中学校を統合していくにはいつやるのかっていうことは、個々のそれぞれの委員会やそれぞれの検討事項が重なると思うのですけれども。そういったことがあって、はじめてこの公共施設等総合管理計画というのは成り立つというふうに、私は思うのですけども、何か今聞いていると、計画、係数で、総務省が出した係数にあてはめて、行ってだけで、そのあとの具体性が、あまりにも見えてこないように思うのですけれどもいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 当然統廃合については、個々の委員会なり何なりというところで検討はしていくものと思っております。今回の総合管理計画はそこまで踏み込まないと、先ほどから言っていますように、ですから個々の施設の状況を把握して、それらの基本的な元になるというもので、考えていただければ分かりやすいのかなというように思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） だとすれば、町長、私たちもそうですけども、任期あとわずかになっております。この計画、今年中に作るということですけども、本当に具体的にそういったものを計画してくには、新たな取り組みというのは、町長、次の任期、そして私たちも次の任期にかかっていくということで確認してもよろしいでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 先程来課長が説明しているように、これは、この策定計画というのは状況把握だということは何度も言っているじゃないですか。具体的なことはこれからだと、そのあとだと答弁しています。そのとおりであります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ですから私も何度も言いますが、国の施策ってというのは、そういった計画を作るだけで終わるといことが、今までもありました。今回もそういうようになっていくのではないかと懸念をしているわけです。ですから、実施計画をする場合に、改めて交付金なり、あるいは補助金が、国、県のそういったものはないと、この役場庁舎にしても、いずれにしても、そういった建て替えとか、そういったことは、かなり厳しい財政状況になっているわが町としては、大変になるうというふうに思います。ですから、具体的にはこれからだということで、これは認識一致しておりますので、これからまた、具体的な事項があれば、それぞれまた意見を申し上げたいと思います。

続いて、就学援助について再質問させていただきます。

各5年間の人数、平成23年の小学校15人中学16人、それでずっと来て平成28年、ようするに今年、10人から13人、そして中学生が16人とかなり、かなりでもないけど人数が増えているわけですけども、生徒の数そのものが減っているにも関わらず、こうした人数が、これ率で、今すぐ計算できないもので、何とも言えませんが、わが町の状況というのは、子どもたちにとっても育てる親にとってもかなり厳しい状況に、この数字から見ても伺えるわけですけども、特に制度の周知について、先ほど壇上でも言いましたように、芹澤議員の質問に答えて、教育委員会事務局長、あるいは教育長がこれから検討していくということで、

具体的に周知の方法、28年度3月に変更されました。非常に評価したいと思います。そういう点がこの13人、16人に反映したのかどうか。その点教育委員会はどのようなふうに理解されているでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 確かに平成28年度につきましては、27年度と比べますと対象者は増えております。それが周知を図った成果かどうかということは分かりませんが、問い合わせにつきましては、増えたという感じを受けております。ですので、より広く制度を知っていただくことができたのではないかというふうには思っております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 28年度就学援助制度のお知らせということで、これ3月末に各父兄の皆さんに配布された資料だということを伺っております。そして、この中でも、特にこの就学援助を申請する場合、そして、決定する場合の手順もここに書いてありますけども。とりわけ重要な役割をされるのは地域の民生委員さん、学校長、そして最終的には、教育委員会での承認というか認定があってはじめて、この制度が実施されるわけですけど、それで私、少しお聞きするのはやっぱり民生委員さんというのは、非常に重要な、この件だけではない。生活保護、あるいは高齢化の1人暮らしやそういった町民の、本当に大変なところを、それぞれ担当し、そして活動されている非常に貴重なその人材だと思うのですよ。

この点で特に行政報告にありましたけれども、3年に1回改選だと、民生委員さん。今現在、西伊豆町の民生委員さんというのは、各区にそれぞれ実際に活動されておりますでしょうか。そういった点で、この特に、いやいやこの意見を、付すのは民生委員さんです。ですからその子どもたちの状況など、常に監視し、そして注意を払わなければならない、大変貴重な方々だと思うので。今、全町にそういった民生委員さんというのは、十分に、十分じゃなくていらっしゃるのが、いらっしゃると思いますけどその点いかがですか。

議長（堤 和夫君） 質問が、少しずれておりますけれども、民生委員が、この援助対象者の受給を決定するということですので、分かれば答えていただきたいと思いますが。

環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 今現在、民生委員は37名になります。定員は39名ですが、2か所ほど今不在です、民生委員さんがいないところがありますが、それは37人の中の近隣の地区の代表の方に補っていただいて、今、問題なく進めていると思います。

以上です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 分かりました。それで、先ほどお伺いしましたけど、それなりというか、要保護というのは、平成23年から28年まではゼロだというふうに把握しているのですけれども、ほとんどがそれに準ずる、準要保護の方だと思うのですけれども。とりわけ、平成23年、28年、周知したってことも1つの表れだと思うのですけれども、現実には、わが町の状況というのは、これ教育委員会で把握されているのか、それとも窓口税務課で把握されているのか少し分かりませんが、どういう状況に現在、西伊豆ではあるのか。ようするに、両親、あるいは片親っていうか母子家庭、父子家庭っていうのは多くなっているのかどうか、その点はどうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 教育委員会としまして、要保護、準要保護、ごめんなさい、生活保護を受けているかどうかとか、あと児童扶養手当を受給しているかどうかというのは、すべて把握しているわけではございません。要保護の場合には、生活保護を受けられる方、それから準要保護につきましては、児童扶養手当は先ほど増山議員がおっしゃったように、児童扶養手当を受給されている方が対象になるわけですが、すべての方が申請をするわけではありません。ですので、教育委員会としては申請された方の人数は把握しておりますが、町全体の人数としては、教育委員会は把握してございません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでその支給額、金額の件ですけれども、この平成27年度で書いてあるのは、例えば小学生、学用品年額1万1,420円。通学用品年額、これ2年生からになっていますけど、2,230円。あと1年生で新入学用品が2万飛んで470円、中学は2万3,550円と。あるいは5年生交流、これ冬のスキーでしょうか。小学生については5,000円とは、この金額についての決め方についてはどのようにされているのか、まずお伺いします。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 国の要保護の基準がありまして、その上限額を町の方の基準として設けております。

以上です。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 前回の、芹澤議員の質問の中で、その点質問されているわけですね。国とは関係ありませんという答弁をされていたのではないかと思います。そういう

影響ありませんと、国の。それとの関連ってどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

そして、この金額そのものは、各町村で決められるのではないかと思うのですよ。そしてなおかつその要綱を設定されましたよね。つい最近と言ったらおこられちゃいますけども、平成28年の2月26日に、西伊豆町児童生徒就学援助金支給要綱というのを、これを作られました。そういう中でも見ましても、この金額については町の予算の範囲内において、教育委員会が定めるといふふうに、定められているわけですよ。これには、何も、国の云々というのは書かれてないのですけども、その点は、この援助金の額というのは、教育委員会が決められると。要綱で決められている以上は、この点が、わが町に適しているのかどうかというところを、十分調査の上でのこの金額だと思うので。そうではなくて、国の基準に沿って行っているということなんでしょうか。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 準要保護の基準というのは、特に国から定められたものはございません。ですので、要保護の国の基準の上限額を町の基準として設けたということでございます。

議長（堤 和夫君） 増山議員、まだ質問、多いですか。

もう1つで終了しますか。

もう少しで休憩を入れたいと思いますが。

11番（増山 勇君） ではもう1つ。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） ようするに、生活保護の費用の基準として決めているということですが、違う。生活保護じゃない。

〔「生活保護じゃない。」という人あり〕

〔「要保護。」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その国の基準を参考に町独自の支援の額を決めているということになります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） その基準の、国の基準というのは私が違っていたら訂正していただきたいと思うのですけども、これは、要保護の基準というのは、現実にあるわけですね。それを基準というのは。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 国の生活保護費を受給していない、要保護者に対する国庫補助基準というのがありまして、その上限額を先ほど申しあげましたとおり、町の基準として設けてございます。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） それでというかこれも、わが町としてはこれで十分だというふうに考えられているのかどうか、これを少し見直すという考えはないのかということをお伺いしますけども。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 十分か十分でないかは、それは皆さん方の考え方によると思いますけども、今町でできることは、この程度だというふうに理解していただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） これは、立ち上がったことを、立ち上ったというかわが町としてはですね、子どもたち、そして俗に言う片親とかね、母子家庭、父子家庭が増える傾向なのか、減っているのかという、そういう点だけは、どういうふうに今の西伊豆町の現状というのは把握されているでしょうか。そこだけで結構です。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 先ほど申しあげましたけれども、全体としての把握はしてございませんけれども、5年ということではなく、10年、20年スパンでいけば当然、国と同じように増加傾向にあるというふうに感じております。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 率としても、今の現実、現状ではですね、増加しているのではないかというふうな今、答弁でしたけどもね、本当にそういった意味でも、俗に言う子どもの貧困というのではですね、国の方でも調査をせよということで、多分来ていると思うんですけども、国全体から見ても、そういった子どもの貧困というのは増え続けているようです。そういった点にも、いろんな意味合いでも行政が援助していくというのは、非常に大切な事業だと思います。そういった点では、この制度を周知徹底していただいて、より子どもたちにそうしたお金の心配がないようなことを、心がけていただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 11番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後 1 時です。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午後 1 時 00 分

星 野 淨 晋 君

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 3 番、星野淨晋君。

8 番、星野淨晋君。

〔 8 番 星野淨晋君登壇 〕

8 番（星野淨晋君） それでは議長の許しを得ましたので、壇上より一般質問をはじめさせていただきます。

大きく分けまして、3 点お伺いいたします。

1 点目は有害鳥獣駆除について。

2 点目、森林整備について。

3 点目、海水浴場の施設についてでございます。

まず、1 点目の有害鳥獣駆除についてでございますが、山林が手入れをされないために荒廃し、イノシシ、シカによる被害によって、里に住む私たちに被害が及んでおります。動物は、本能のままに生存しており、市町の垣根なく動いているため、西伊豆町のみが対策を行ったとしても、効果は限られていると思いますが、かといって現状のままでよいということでもないと思います。しかし、猟友会の方々の年齢も上がっており、新規会員を募ることも難しいと思います。そこで、ハンティングツアーや有害鳥獣駆除を目的とした、地域おこし協力隊の配置など、現状とは違った視点での対策をしてはと思いますが、いかがでしょうか。

（ 1 ）といたしまして、ハンティングツアーについて。

町外から人を呼びつつ、1 頭でも捕獲していただき、なおかつツアー代を払ってもらおう。こういったことができれば一石三鳥ではと思いますが、いかがでしょうか。

（ 2 ）駆除者の育成について。

以前の一般質問で、駆除者の育成についての質問はしたものの、若者や人口が減る中では難しい問題であると思います。駆除をすることで、生計が成り立てば、やり手も出てくるのではと思いますが、そうなれるまでには年月が必要です。しかし、地域おこし協力隊で来ていただければ、3年間はある程度の収入がありますので、その中で、活路を見出していただくとともに、鳥獣被害の減少に一役買っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

大きな2点目の森林整備についてでございます。西伊豆町は、広大な森林を抱えているものの、以前のように木の活用はなく、荒廃した森林が目立つようになっています。間伐材を利用した机、椅子の提供などの施策によって、以前に比べれば間伐は進んでいると思いますが、ごく一部に限られております。山林所有者が、自ら山の手入れをしていただくのがベストですが、木材価格や切り出しにかかる経費などを考えると、難しい状況に変わりはありません。県の間伐施策を利用し、山林所有者に積極的に働きかけてはと思いますが、いかがでしょうか。また、町有林の現状、町有林の面積、その内の間伐した面積と対策はどのようになっているのかをお伺いします。

大きな3点目、海水浴場の施設について。

近年、最近ですね、観光客のニーズも変わり、砂浜よりも磯遊びができる場所が人気のように見受けられます。それに伴い、施設の過不足が生じているように思われますが、いかがでしょうか。平成28年7月16日土曜日から8月21日日曜日までの海水浴場入込客数のデータを提出してくださいということで、議員の皆さまには配布されていると思います。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 星野議員の質問にお答えします。

1番目の有害鳥獣の駆除ですけれども（1）のハンティングツアーですか。これは受け入れは可能です。ですけれども、実際行うには、いろいろな問題が生じてくるというふうに思っております。

また、2番目の地域おこし協力隊の件ですけれども、これは検討してみたいなというふうに思っております。

それと、山林、森林整備についての県の間伐材施策の利用ですか。山林所有者には、林業事業を通じて働きかけは行っております。

町有林の現状ですけれども、町有林の面積は1,605ヘクタールであります。そして17年度以降

の間伐を実施は76.9ヘクタールであります。現在、林道堀坂線、林道祢宜畑倉見線合流付近ですか、において、12ヘクタールの間伐事業を検討しております。

3番目の海水浴整備についてでありますけども、満足ではありませんけども、最小限の整備はしておりますけども、まだまだ足りないところがたくさんあるかと思えます。

それと、入込客は、表はありますからいいですね。

はい、それでは壇上での答弁は以上で終わります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい、では1点目の（1）のハンティングツアーについてですけども、受け入れは可能ということですけども、行うためにはいろいろな問題があるということなのですけども、もし、問題点分かりましたら教えてください。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ざっと、何ですか。こういう方が来た時に、誰が案内して、どういうふうなその人たちを受け入れるかもあるかと思えます。

それと、銃弾の混入ですか。許可証、もちろんですけども事故防止の徹底を図るそういう機会を作る。そんなところがちょっと今、考えられる問題点ではないかと思えます。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに受け入れが可能って町長言われましたけども、受け入れが可能っていうのは、どういう状況で受け入れが可能っていう答弁なのか、少し教えてください。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） これはツアーという形ですと、少し違うかもしれませんが、各町内にある猟友会さんの中に、一緒に参加していただいて、狩猟を行うという形では可能かなということでございます。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） それをツアーという形で、募集したらどうかというふうに思いますけども、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それを行うためには、やはり猟友会の方々の協力を得なければならぬ。それと今言ったように弾の問題とか、そういう問題もクリアしなきゃいけないので、簡単にはすぐ、今すぐですか。に、わけにはいかないということでもあります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番(星野浄晋君) 答弁を聞いていると、やろうとすればできそうなので、あまりつまみませんけれども、猟友会さんの理解が得られたならば、町外の方一緒に行ってもらって、当然、銃の免許持っている方であれば一緒にハンティングしてもらうことも可能かもしれませんが、ある町ではですね、ただ同行してもらっただけで、その撃って、仕留めてということを見てもらって、なおかつ終わったあとには鹿肉とか、いのししの肉と一緒に食べるというようなツアーを行っているところもありますので、その辺は当然案内する方っていうのは、町の猟友会の方だと思いますから、その辺と検討していただいて、なるべく、1頭でも多く捕獲ができることと、そういうことに興味を持ってもらうということも、必要だと思いますので、検討していただければと思います。

ハンティングツアーについては、あまり言っても、だいたい答え分かりましたのでいいです。

次に駆除者の育成についてですけども、検討してみたいということなので、こう言われると再質問のしようはありませんけれども、今、検討というと、これから検討して、来年度ぐらいに考えるのか、それともおいおい行っていきたいということなのか、その辺はいかがですか。

議長(堤 和夫君) 町長。

町長(藤井武彦君) 今、うちの町の地域おこし協力隊ですか。これについては、ある程度職種を絞ってやっているものですから、来年度に間に合えばこういう方はどうですかと、いうような募集はできると思いますので。近いと言ったらおかしいですか、できれば早くやりたいというふうに思っております。

議長(堤 和夫君) 星野浄晋君。

8番(星野浄晋君) 三重県にある、いなべ市というところなんですけども、本当にこれは猟銃の免許を持っている人で来てくださってという募集かけて、あくまでもそういうことの専門の地域おこし協力隊っていう方、募集しているところもありますので、参考にしていただいて、もし本当に来ていただけるのであれば、早いうちに導入をしていただければありがたいなというように思います。それに加えて、私は殺生を推奨しているわけではありませんので、せっかく捕ったのであれば、食肉にしてもらいながら、またシカの皮を、使って何か使うということも可能かというふうに思いますので、もしできるのであれば、そういった皮の加工とか、そういうことをやるような人も、セットで募集をしてもらった方が、動物愛護団体の方からは、何も言われなくなるのかなというようにも思いますので、それも検討していただ

ければと思います。

有害鳥獣については、あまりいい回答をしていただいていますので、少しつっこみどころがありませんので終わりとしたいと思いますけれども、今、後ろの方からも町長、お話ありましたけれども、シカ、イノシシがたくさん見えているという話を町内全域で伺いますし、この前、下田の方にいきましたら、イノシシ、シカに作物が食べられて、せっかく作ったのに残念だという声も、やっぱり聞こえますので、以前にも言いましたように1市5町で協力してそういった対策に取り組むよう、また町長会などでも言っていただければありがたいなというふうに思います。

すいません、つまんなくなりましたね。では、次、森林整備についてですけれども、山林所有者に働きかけをしているということなのですが、実際にどういう働き方をしているのか、お願いします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） これは作業を実施主体というところで、管内で5業者が登録されております。その5業者を使いまして、森林所有者の方に制度説明等を行って、計画の作成等を依頼するという形で、PRをさせていただいております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに、その5業者さんは、この西伊豆町内に来てどのぐらいの働きかけをしているのかという件数とかというのは、ご存知ですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） こちらについては、10件の働きがあって、実際は7件の実施でございます。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） それは、年間でしょうか、それともこういうことを行いはじめてからのトータルなのか、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 県の制度ができました25年からのトータルでございます。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 単年だったら結構多いなと思ったのですが、25年からになりますと、5、6、7で今年はいれないとしても3年間なので、もう少し成果を出していただければありがたいなというふうに思うのですが、そこで、この通告書にも書きましたように、

西伊豆町の町有林が1,605ヘクタールあるということで、12ヘクタールを今年検討中という、今年度でいいのですよね。検討中ということなのですけども、これざっと割ると、100年経っても全部終わらない計算になるわけですよ。で、スギ、ヒノキがどのぐらいになると製材として使えるのか、私は専門家でないので分かりませんが、そこに至るまでに間伐をして、製材になって出すということになると、あまりにもちょっと少なすぎるのではなからうかと、最低でもこの倍少しぐらい、30ヘクタールぐらい年間通してやってもらわないと、うまくサイクルしていかないのではないのかなというふうには思いますけども、この辺、12ヘクタールになっているのは、予算上の問題なのか、それともそこに入る道とか、いろいろな問題があって12ヘクタールに収まっているのか、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これは山主の方も負担があるものですからね。ただやってください、やってくださいって言うてもなかなか負担があるということで、やはり、山主の方も一定程度利益がないとなかなかやっていただけないと。今年計画しているのも、ある業者がこの前来てまして、今、計画しているところであれば、材を売っても利益が出るという、だからやらないかと、町有林ですけどね。だけど、この前来た時言ったのは、利益の上がるところばかりやってくんなくてもいいと。上がらないところも一緒に併用してやってくれと。それじゃないといつまで経っても利益の上がることはないとは、間伐できない、そのままおいとかなければいけないと、利益の上がることと上がらないこと、ツーペイでいいから、そういうふうにしてやってくんないかというような、要望はしておりますし、個人のものについてもやはり山の道路がないとか、出木に困るとかということがあるものですからね。その辺を加味しながらお願いなど、検討していきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 現在のその12ヘクタールのところは、多分、先ほど加藤さんの質問ありましたけど、残土処理場の近くのところで、多分、視察に行った時に道作っていたと思うのですが、あそこですよ。で、やっぱり道があれば町長言われたように材が出しやすく利益が出るってということになると思いますので、町有林で利益が出なくても、町長ツーペイでやってくれよってというのはごもっともな話で、もしそれをやったことによって、民有林に入ってしまった時に、お宅の山の手前まである程度道が作れているので、やらないかっていう声も、多分かけやすいというふうに思いますから、できればこの12ヘクタールに収まることなく、年間30ヘクタールぐらいのですね、町有林をやっていただければ、他の民有林の間

伐、もしくは、成木の切り出しに、有効な道ができるのではないのかなというふうに思いますけども、今後そういったことについてはいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 間伐の面積ですか。増やしたいのはやまやまです。やはりいろいろな条件が、条件っていうか条件かな、ありますもので、その辺はいろいろな条件をクリアしながら進めていきたいというふうに思います。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに西伊豆町には、西伊豆町美しい森林づくり基盤整備事業補助金交付要綱っていうのがあります。これを多分5業者の方が知っていて、山を持っている方々のところに、説明にあがっているというふうな理解でいいわけですね。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） そのとおりでございます。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに、5業者の方が回られているのは、やっぱり行きやすいところ、要は山に入りやすい山の持ち主さんのところに行かれているのか。それとも山をというか、山林を持っている方のところにくまなくおでかけになっているのかっていうのは、ご存知ですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 実は、5業者ございますけれども、各事業体が、そんなに大きなものではなくて、処理できる面積っていうのがある程度限られてきております。その中で、ある程度、一定面積を持っているような方のところへ、まずは声をおかけしているという状態です。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 事業者さんが、人数少ないのは、私も把握しているので、いきなり仕事を出したところで仕事ができないということもあるかと思えますけれども、逆に、仕事がコンスタントに入ってくるのであれば、従業員の方を募集されるだと、そういうこともしていただけるのではないのかなというふうに思いますんで、これも森林整備という観点から、積極的に町が仕事を出せば、その分、業者さんもそれなりの対応をしてくれるのかなというふうに思いますのでお願いしたいと思えますし、これは、先ほど有害鳥獣の話を出しましたけれど、関連しているもので、山林荒れているので、イノシシ、シカが私は里に降りて来て

いると思うのです。しかも西伊豆町内の人工林が、多分7,000ヘクタールくらいあるわけです。それが戦後に植えたものですので、それが今までのように広葉樹であれば、どんぐりやいろいろそういうものが落ちて、イノシシは山の中で生活できると思うのですけども、人工林のスギヒノキになりますとそういうものがないですから、里に降りてきているということも考えられますので、できる限りどっちが先ってということではありませんけども、ただ、とりゃいいっていうだけではなくて、整備をしっかりとさせていただいて、町民の方で、山林持っている方も、町がやっているのであれば自分もやろうかと思えるような施策をまたやっていただければと思います。町については、町長言われたように、積極的にやっていただけるということですので、よろしくをお願いをしたいと思います。

では、3点目の海水浴場の施設についてということで、町長、最小限の整備はしているということですけども、各海水浴場にありますが、シャワー、そしてトイレ、その数がもし分かりましたらお願いします。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） それでは。大浜海水浴場、トイレが7、更衣室はありません、シャワーが3。乗浜海水浴場、トイレが6、更衣室がありません、シャワーが5。浮島海水浴場、トイレが5、更衣室はありません、シャワーが2。田子瀬浜海水浴場、トイレが3、更衣室が2、シャワーが6。大田子海水浴場、トイレが3、更衣室がありません。シャワーが2。安良里の坂本海水浴場ですけど、トイレが2、更衣室が1、シャワーが3です。黄金崎海水浴場、トイレが5、更衣室が1、シャワーが3。宇久須海水浴場、トイレが5、更衣室がありません、シャワーが2。深田のクリスタルビーチですが、トイレが28、更衣室が16、シャワーが16となっております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 深田はですね、県の整備で行っていますので、これは話を抜いた方が、私分かりやすいと思いますので、抜いて話をしたいと思いますけども、だいたい軒並みトイレは平均して5個くらいあります。そして、シャワーもだいたい3つくらいあるわけですけども、入込客数、ここに表出していただきましたけども、1万のところから1,000のところまでいろいろありまして、本当に、この数で大丈夫なのかなというところも見受けられますけれども、当然町長、最小限の整備はしているということですけども、今後これについての対策は講じていかれるのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 更衣室がない施設がありますけど、特に、具体的に整備の計画はありません。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、順次やっていかなきゃいけないと、いうふうには認識しておりますけども、それがいつってことではなしに、できるところからはやっていきたいなというふうには思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに田子瀬浜の更衣室2ってというのは、シャワー6って書いてありますけども、シャワー室の更衣室のことを指しておられるのですか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 更衣室とシャワー室が兼務になっているものと、あと海の家の前あたりのところに、シャワーだけが設置されてあります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） そうすると、ここに関してはシャワーが4で、更衣室にシャワーがついているのが2ということでもいいわけですか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） そのとおりです。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 実は、私、家の近所なので瀬浜によく行きますけども、たくさんお客さんがいる時には、トイレに、3つしかないですから。並んでいるということも聞きますし、更衣室2ありますけども、男性用1つ、女性用1つ。その中にシャワーがあって、更衣室とだけ使っていただけるのであれば、循環はいいと思うのですが、そこでシャワーをして、着替えまでしてって人が出てくると、やっぱ時間かかっちゃうわけです。そうするとなかなかよろしくないのではないのかなというふうに思いますので、更衣室は塩とか砂を流す程度であれば、あくまでも外だけで行ってもらうとか、そういった工夫も必要なのかなというふうに思いますし、町長、順次整備はしていきたいということなのですが、一過性のものなので、多分使っても1か月間じゃないかと思うのですよ。1年間のうちに。そこに大きな箱物を作って、立派なものは、私必要ないと思います、今年、議員の皆さんもまた町長も行きましたけども、神明の花火の時に、仮設のトイレとかあるわけじゃないですか。そういうのをこう入込客の多いところには、1か月間だけ何基設置をするというようなことで、とりあ

えずトイレだけでも対応していただければありがたいというふうに思いますけども、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういうことを含めて、整備については検討して、順次進めていきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい、では順次整備するということですので、私の質問項目すべて終わりましたからこれで一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 8番、星野浄晋君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時31分

山 田 昭 男 君

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、山田昭男君。

5番、山田昭男君。

〔5番 山田昭男君登壇〕

5番（山田昭男君） それでは、壇上より一般質問をさせていただきます。

今回私は、2つの質問になります。

漁港の管理についてと、公道の復旧についてです。

まず漁港の管理について。

田子漁港の占用について。

過去、4回質問していますが、町の管理地となっている伊豆漁協田子支所荷捌き所前付近を、業者がスキューバー用具などを置いて営業しています。

業者は、占用許可を取得して営業をしているのでしょうか。

2点目、公道の復旧について。

安良里漁港区域の公道の復旧について。

過去にも質問しましたが、安良里905 - 2と同906 - 1の間に公道（赤線）がありますが、網屋崎道路の工事により段差ができて、分断されたままになっています。現状において、公共岸壁などの官地に行く時、私有地を通らなければならず、業者に許可を受けなければ行くことができなくなっています。

網屋崎道路が完成しましたので、私有地を通らなくても官地に行くことができるように公道を復旧すべきであると思いますが、この点について、どのようにお考えになっているのでしょうか。

以上です。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 山田議員の質問にお答えします。

漁港の管理についてでありますけど、田子漁港の占用についてでありますけども、この占用許可は取得しておりません。

2番目の安良里漁港地区の公道の復旧についてでありますけども、階段工の設置は準備しております。それともう1つ、山田議員の質問、通告書の中で公道の復旧について4段目ですか。現状において公共岸壁とありますけども、これは公共岸壁ではなくて、漁協の岸壁であります。この辺訂正、考え方を変えていただきたいというふうに思います。

以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5番（山田昭男君） まず、1点目の漁港の管理について、再質問をさせていただきたいと思います。

今、町長の答弁の中で、業者はですね、占用を取得してないということでございますが、私が、これに関する質問をしてから4年半も経っているわけです。それで指導しているけども、なかなかいうことを聞いてくれないよという中でもってずっと来ているわけですが、とても、このいまだに、占用許可申請を出させる、そういった指導ができてないということについて、とても考えられないわけですが、今までどういった指導をなさっているのでしょうか。そのあたりを差し障りなかったら、はっきりと示していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これは町だけでなく、漁協と当事者と私たちと町ということで、いろいろ話は進めております。そういう中で、漁協さんが一番迷惑のかかからないとこ、そこに移転等をしてもらえるような策は、とれないかどうかというようなことは、今までもやってきましたし、今もやっております。また、最近になってちょっとした動きがありまして、そういう方向で話が進むと、進むっていか話をしてみるというような話もあるものですから、ちょっと、今静観しているというような状況であります。また、これをなぜ無許可で、町が黙って行って言ったらおかしいのですけども、強い姿勢で臨まないかと言いますと、これは他の占用ですか。それにも大いに関係してくると。ここの、この業者だけでなく、田子、仁科、安良里ですか。漁港についてはいろんなものが不法って言うのですか。違法の占用をしている箇所が多々ある、そういう中でここばかり、ここをやると他のところにも支障が出てくると。町民のたつて、ためには、厳しくやった方がいいのか。それともグレーゾーンとして残した方がいいのか。今みたいに話を進めて、いい方法を見つけながら進めていったらいいのか。その辺は苦慮しております。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5番（山田昭男君） 今、町長の方からいろんな形でもって行動起こしている、対処しているってことは。そういった答弁があったわけですが、まず、何よりも、その今現在、無許可でもって営業をしていることをね、まず、そのこの占用許可申請を出させるってというのがね、この漁港管理条例の主旨からしても、それに尽きると思うのですよ。

よくね、町にはたくさん違法漁港、違法のことがあって、1つ手をつけるともう、ちょっと表現がどうですか分かりませんが、蜂の子を散らすよってなってしまう、蜂が、暴れてしまうようになってしまうような、そういったことでもって、手が付けようがないって、だからこそ今、1つのことでもって質問しているわけですから、そのことをやって、それが解決すれば、必ず次の解決は見つかると思います。それに手を付けなければ、いつまで経っても、この改善は、されないということですから、町長どうです。この場でもって、いつまでに占用許可申請を出させるという、そういった期日を区切ってもらえませんか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ここの場所は、占用は許可が出ない、出せない箇所であります。そういう中でそういうところへと使っているのだったから、漁協さんにも協力してもらって、占用ができるようなところへと移ってくださいというような指導はしております。それがなかなかできないというのが現実でありまして、それは山田議員がおっしゃるように、できればや

りたいです。ですけども相手のあること、また漁協、いろいろな組織がありますもので、その辺の問題がいろいろあると。ただ私たちが何にもしないってことじゃなくて手は打っていると。その結果がまだ表れないということでありますもので、その辺も町が何もやらないということじゃなくて、やっているという理解をしていただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5 番（山田昭男君） これは、大きな問題だと思うのですよね。

あそこにね、やってはあその場所を、使ってはいけない場所を使っているという発言があったわけですが、それをどうして、早く正せないのですか。いろいろやっているってことは分かりますよ。結果を出さなきゃいけないじゃないですか。悪いものは悪いものなのですよ。そのあたりね、もう一度、町長の管理者としての、その業者に対する適切な指導、強力な指導を、していただきたい。できたらね、期限を決めて、そのいつまでもね、あそこは処理するのだと、もう4年半も経っているわけですからね。そのあたりについて、再度質問いたします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その今、山田議員がおっしゃるようにね、期限を切って、ぼってできればやりますよ。それができないから苦慮しているのです。それはあらゆる問題、この問題だけじゃなくて、町には、20年来問題になっている箇所、問題もあります。そういうものがあるものですから、それは解決したいのはやまやまです。ですけども、すぐに解決できない、形に表れないものがあるということも、少しは理解していただきたいなと。ただこのこれが、私たちが、町が、そういう指導ができないというのは、私の不徳の致すところであります。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5 番（山田昭男君） 漁港は、漁港管理条例によって、管理されているわけですが、第2条の責務について、どのように明記されていますか。管理者の町長に大変失礼だと思いますが、お伺い、お聞きいたします。

議長（堤 和夫） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 第2条についてですが、町長は漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとなっております。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5 番（山田昭男君） まったくそのとおりで、今現在、適正に行われていないということが、はっきりしているわけです。

次に、漁港管理条例の第14条に、占用の許可等があるわけですが、これを見ますと、占用の許可等、第14条、甲種漁港施設を占用し、しようとするものは、町長の許可を受けなければならないとなっているわけです。ですから、今現在、あそこ占用して届けも出してないわけですから、これは、相当強力に、指導してもらわなきゃなんないわけですよ。どんな理由があろうと。それでなければまじめに、申請を出して、届けを出してです。占用料払っている人に対して不公平じゃないですか。この辺はどうお考えですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私もそれは不公平だと思っております。

こういうところが、西伊豆町にはまだたくさんあると。そういうことで住民の皆さま方にこういうことを、今山田議員がおっしゃったように白黒をちゃんとつけてやるのになると、住民の方々もだいぶ不便を感じるだろうなということもあるものですから、なかなかできないと。これは私の言い逃れになりますけども、そういうことで今までやってきませんでした。また今、先ほど言ったように、ちょっとした動きがあるということも耳に挟んでおりますもので、その辺を楽しみに、また私も指導しながら何とかしてここを、正常な姿にしたいというふうな思いが強くなっております。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5番（山田昭男君） 平成24年9月の3回目の、ごめんなさい。まずは、平成24年6月の2回目のこれ一般質問の時に、私の、行政指導したのかと。それに対して口頭で撤去指導をしているが苦慮していると。これは4年3か月前です。

責任が問われると思うがという私の質問に、ここだけでなく、たくさんの違法占拠が、占有がある。自由に使ってきたものを取り締まると混乱の心配があるので、すぐにはできないと思っている。私の率直な気持ちは、一度県で管理してもらい、すっきりしてもらいたい気持ちですと。また、3回目の、平成24年9月の時に、業者は、私の質問は、業者は無許可で占有している。町は指導すべきだと。それに対して答弁が強制的に排除すれば、業者に言動によっては西伊豆町や賀茂村の漁港に波及するおそれがある。それをコントロールするのが管理者の仕事ではないのかという、私の質問に対して、議会と同じ方向でこの問題を解決したいと考え、会議を開くように議長に要請したということで、これは全員協議会が開かれたわけではありますが、そういった流れの中でもってですね、昨年になりますけども、町の管理地の河川で、大きな事故が起こり、残念ながら発生したわけです。漁港施設の管理地でも、このような事故を起こしてはならないと思っているのです。だからできることは早くやると。

こういったものみたいに、特にね、そう思うわけです。いつまで経ったって、やる、本当に本心がなければ、できないと思うのです。このあたりについてね、町長は今やっているからちょっと待ってくれてことだけど。本当期限をつけてもらいたいです。そうしないと、何度も、こういった問題でもって私、質問するような形になるわけです。そのあたりについて、本当くどくなりますけども、くどいくらい私はたくさんやっているのです。それに対して答えが得られないから、こうやって質問しているわけです。

最後、いつまでに、占用届けを出させるのか。占用の申請を出させるのか。今現在使っているわけですから。そのあたりについて、いつまでにということを書いてください、ここでもって。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 現在、その業者との方ともお話をしておりますが、占用許可を出せる場所に、移転をお願いし、協議をしていることも事実でございます。まだ移転はされていません。今使っているところについては、空けてくださいと。占用許可を出せる場所ではありません、という説明もして、指導もしておるとい状況です。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5番（山田昭男君） その場所の移転については過去今までの流れからすると、平成20年の9月の県の条例検査で、これは水産業協同組合法第123条4項に基づく検査でもって、県の条例検査で、漁協は荷捌き場前を整理するように指摘されたそうです。これ7年前です。そして、平成20年の11月に、漁協は業者に勧告書を出したと。それと同時に、場所を数か所用意して、ここに移ったらどうかというような話もあったそうです。そういう流れの中でもって、今、その7年前にそういうこと、約7年前にそういうことがあって、今現在、また同じようなことを検討しているってことは、ほとんど前進してないと、私は思っているのです。だからよっぽど、強い決意でもって臨めなければ、これはいつまで経ったって先延ばしになると、私は思えてならないのですよ。だからすぐにやりますぐらいの、そういった回答を求めます。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 先ほどから、言っておりますように、いろいろな状況を考えて、勘案して進めていると。山田議員、今度一緒に業者と、漁協と一緒に行ってくださいよ。私たちがどういう動きをしているか、またその業者がどのような考えでいるのか。その辺を、山田議員も言うだけじゃなくて、実行に、町と一緒にあって一緒に同行していただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 山田議員に申し上げます。

質問が10回以上になっておりますので、そろそろまとめて質問していただきたいと思えます。

山田昭男君。

5番（山田昭男君） これは、私が、行くべきことではないと思っています。漁港管理者の仕事だと思っています。以上です。

次の質問に移らせていただきます。

公道の復旧についての再質問です。

今、町長の方から公道の復旧について、階段ですか、を作る準備をしているというような発言があったかと思うのですが、今まで、ちょっと確認したいのですが、平成27年の3月に、この一般質問の再質問で、公道、赤線について聞いたことですが、私が、網屋崎道路の工事が終わった段階で、公道、赤線を復旧すると聞いていますけれど、今課長の答弁は、取付道路公道を接合する可能性があるようにお聞きしましたがいかがですかと、私は質問しました。それに対して、前産業建設課長が、接合ということは考えていませんが、工事が終わった時点で、公道を利用した中で、通路を作りたいことはそのとおりですという答弁をいただきました。

その後、前担当課長から網屋崎道路が完成後、段差に、階段を設置して、公道を復旧するとの言もありましたが、現担当課長は、公道を復旧する予定はないとの発言もあったわけです。このあたりで、公道を復旧するという点でよろしいですか。再度確認ですが、復旧するかしないかってことだけです。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 階段工を設置するという点で、準備をしておりますが。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5番（山田昭男君） それでは今のは、とにかく階段工をつけて公道を復旧するという点でよろしいのですか、その確認です。いかがですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 階段工をつけることによって、通行が可能になるというふうに解釈しております。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） この今、赤道については、今まで全然使ってないところなのです。ただ、

網屋崎道路ができたから、下へと降りるようになって、今までは船で港へつける、岸壁へつけて、それから上がったというような状況でありますもので、復旧じゃなくて、今までの通れるようにできると、階段を作れば。そういう意味で復旧という言葉を使いましたけども、公道の復旧ですか。それは、山田議員はそういう意味で言っているのか。それとも新たにちゃんとして整備するというような公道復旧なのか、それが分かんないものですから。私たちは階段をつければ、昔の道に戻るといようなことで復旧ということ、もしかしたら使ったかも分かりません。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5番（山田昭男君） 私は階段をつけるってことでもっていいと思っています。それをではいつまでに、今やっているってことですがいつ完成するのですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 本年度、やっと予算化をさせていただき、予算化というか、漁協、漁港維持費の中で対応可能かということで準備をしております。今やっているところは、昔の赤線の位置の確認復旧をしてからということで段取りをしております。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5番（山田昭男君） 以上で私の質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 5番、山田昭男君の一般質問が終わりました。

休会の議決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

お諮りします。

町長出張のため、9月6日を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日を休会とすることに決定しました

以上で本日の日程はすべて終了しました。

散会宣告

議長（堤 和夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

皆さんご苦労さまです。

散会 午後 1時58分